

# 資料 3

法務省と市町村との  
システム連携に  
ついて  
(法務省提供資料)

# 法務省と市区町村との情報連携等に関する主要論点(イメージ図)【再掲】

※ 本件については、第8回実務研究会資料2も併せて参照

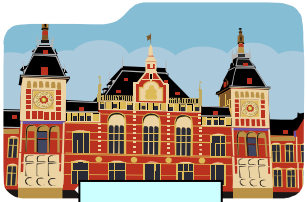
今後、実務研究会  
で検討予定

A市(出張所等)

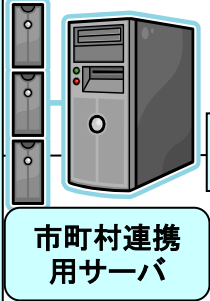
住民行政課(窓口)

【論点2】  
(下記参照)

(※)  
住基端末



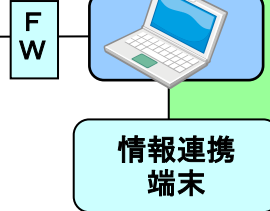
法務省



市町村連携  
用サーバ

総合行政ネットワーク  
(LGWAN)

A市(本庁舎)



情報連携  
端末

連携

(※)

住基DB  
サーバ

住民行政課(窓口)

(※)  
住基端末

前回及び今回の  
実務研究会で検討

今後、実務研究会  
で検討予定

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

【論点1】

情報連携端末と住基DB  
サーバの連携の在り方

【論点2】 窓口(支所・出張所含む)の運用  
住居地情報をIC部に記録することの是非  
ICカードR/W及び操作用端末の設置の是非

(※) A市の既存住基システム<sup>1</sup>

**【基本的考え方】**

- 1 法務省と市区町村との情報連携については、市区町村の実情に応じて、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、市区町村の判断によることが想定される（「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」（最終報告）（平成22年1月）96頁を参照）。
- 2 市区町村における住民記録の正確性の確保等の観点から、いずれの連携方法による場合であっても、1日1回又はそれ以上（注）の頻度での情報連携が想定される。  
（注）1日1回の処理が現実的であるとする市区町村の意見もある。

市区町村の実情に応じ、別紙3パターンのいずれかを市区町村側で判断することとしてはどうか。

## 【論点1】

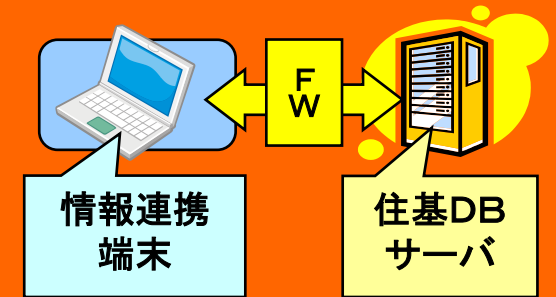
# 法務省の情報連携端末と住民票DBサーバとの連携の在り方【再掲】②

### 【パターン1】 情報連携端末と住民票DBサーバを回線で接続

市区町村において、両者間の回線接続及び住民票DBサーバ側の改修を行うこととする場合には、法務省は原則として両者間の回線接続を認めることとする。

法務省は、上記の場合を想定し、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

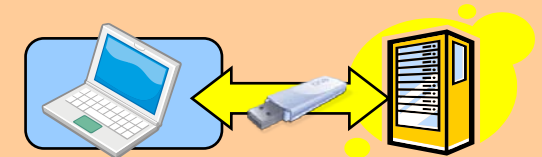
回線接続



### 【パターン2】 媒体によるデータ交換

市区町村において、USBメモリ等の媒体によるデータ交換が行われることを想定し、法務省は、情報連携端末に係る通知データのデータ形式、データの保存場所(フォルダ)、通知データの交換方法といった仕様や、それらに関するセキュリティ・ルールを予め策定し、市区町村側に公開する。

USBメモリ等



### 【パターン3】 外国人住民が僅少の市区町村

外国人住民が僅少の市区町村においては、紙媒体による情報連携が現実的であることも想定される。

プリントアウト・手入力

